

## 日本年金機構中期目標の改定（案）

日本年金機構法（平成19年法律第109号）第33条第1項の規定に基づき、日本年金機構中期目標（平成26年2月28日）の一部を次のように変更する。

前文中「各業務の実施に取り組まれない。」の次に「また、平成27年6月に明らかとなった不正アクセスによる情報流出事案により、約125万件もの個人情報流出したことは、国民の年金制度に対する信頼を損なうものである。このため、日本年金機構においては、厚生労働大臣からの業務改善命令（平成27年9月25日）において日本年金機構の業務の運営の改善に関し必要な措置をとるべきとした「内部統制システムの有効性確保」、「情報公開の推進」及び「個人情報の保護」に係る対応として策定した業務改善計画（平成27年12月9日）を確実に実行するとともに、再発防止に万全を期されたい。」を加え、「また、公的年金の制度設計」を「公的年金の制度設計」に改める。